

決 定 要 旨

被 審 人（住所）神奈川県
（氏名）A

上記被審人に対する令和元年度（判）第37号金融商品取引法違反審判事件（以下「本件審判事件」という。）について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第18項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対する本件審判事件について、法第178条第1項第17号に掲げる事実を認めることはできない。

2 理由

別紙のとおり

令和3年3月19日

金融庁長官 氷見野 良三

別 紙

第1 本件審判事件の概要

本件審判事件は、石油、天然ガスの探鉱、開発に関する掘削及び建設工事等の請負等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた日本海洋掘削株式会社（以下「日本海洋掘削」という。平成30年7月23日上場廃止）の社員である被審人が、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、同年6月2日、神奈川県内の自宅において、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、Bに対し、本件重要事実の公表がされる前に日本海洋掘削株式（以下「本件株式」という。）の売付けをさせることによりBの損失の発生を回避させる目的をもって、本件株式の売付けをすることを勧め、Bが、本件重要事実の公表がされた同月22日より前の同月13日、C証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、本件株式合計1000株を売付価額合計137万8200円で売り付けたという法第178条第1項第17号に掲げる事実（以下「違反事実」という。）について、金融庁長官が、令和2年2月4日、被審人に対し、審判手続開始の決定をした事案である。

第2 争点

本件審判事件の争点は、①日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が平成30年6月2日までに更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたか否か、②被審人が同日までに本件重要事実を知ったか否かであるから、以下、これらの争点について判断を示すこととする（なお、違反事実のうち、その余の点については、被審人が積極的に争わず、そのとおりの事実が証拠により認められる。）。

第3 認定事実

後掲各証拠及び審判の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

1 被審人等（ただし、特に断らない限り、本件当時のものを指す。）

(1) 被審人等

被審人は、日本海洋掘削の社員であり、主に××××を担当していたほか、長であるDとともに××××の作成業務を担当することもあった。

Bは、日本海洋掘削の社員であり、主に××××に関する業務を担当していた。

被審人は、××××年に大学を卒業し、複数の前職を経て、日本海洋掘削に入社したところ、入社当時から親しくしていた同僚を通じてBと知り合うと、××人で食事やカラオケに行くようになった。被審人は、上記同僚が日本海洋掘削を退職した平成××年頃から、数か月に1回程度、Bと二人で食事やカラオケに行くようになったが、被審人の強い希望により、その頻度は、本件当時、××か月に1回程度となっており、被審人の友人が加わることもあった。

(2) 日本海洋掘削のEの体制等

日本海洋掘削のEは、長であるD、被審人及びFの××××であった。

Dは、E長としてEの業務全般の管理を行っていたところ、円滑に業務を進めるため、週1回、主に部長会（常勤取締役、執行役員、各部室長及び各事業部長により構成され、各部室の事業成績等を報告する会議）に出席した後、30分程度の打合せを行い、被審人及びFに対し、部長会における報告事項等を伝達していたほか、随時、Eの業務内容やスケジュールに関する打合せを行い、被審人及びFとの情報共有を図っていた。これらの情報共有は、Dと被審人の二人で行われるときも、これにFを含めた三人で行われるときもあったが、Dは、被審人のことを自らの側近と考え、Fには伝えられない情報であっても、被審人にはこれを伝えるなど、できる限り情報共有するよう努めていたため、少なくとも、Dが、Fに対し、被審人よりも先に情報を

伝えることはなかった。

2 本件重要事実に係る決定

(1) 平成30年5月21日の法的整理に関する説明会に至るまでの経緯等

ア 日本海洋掘削は、海洋掘削リグ（海洋掘削の機能を備えた船舶又は設備。以下「リグ」という。）を運用し、海上から海底下にある石油、天然ガスの貯留層まで掘り進める掘削工事の請負を主力事業としてきたが、原油市況の長期にわたる低迷により、その業績が悪化し、平成29年3月期の連結決算において、2期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、同期の連結貸借対照表において、純資産を平成28年3月期の約533億円から約298億円まで減少させることとなった。

また、日本海洋掘削は、従前から、メインバンクであるG銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン契約（以下「本件ローン契約」という。）を締結していたところ、本件ローン契約には、①各事業年度末日における単体損益計算書に記載される営業損益及び経常損益につきそれぞれ2期連続で損失を計上しないこと、②各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益につき2期連続で損失を計上しないこと、③各連結会計年度末日における連結貸借対照表の純資産につき400億円以上を維持することなどを内容とする財務制限条項（金融機関から債務者への貸付に係る契約において、債務者の財務状況が一定の基準を下回ったときに、債務者が期限の利益を喪失する旨の特約条項。なお、連結貸借対照表の純資産に係る基準（上記③参照）については、以下「純資産基準」という。）が付されており、日本海洋掘削が財務制限条項に抵触したときには、本件ローン契約の債権者である金融機関の請求により、期限の利益を喪失することとなっていた。そして、日本海洋掘削は、平成29年3月期の連結決算において2期連続で経常損失を計上し、同期の連

結貸借対照表において純資産を約298億円まで減少させたことにより、本件ローン契約の財務制限条項（上記②、③参照）に抵触することとなった。

しかしながら、日本海洋掘削は、直ちに借入金を弁済できる財務状況になかったため、平成29年4月頃、自ら策定した再建計画（以下「本件再建計画」という。）を示しつつ、G銀行と交渉を行い、本件ローン契約の期限の利益の喪失を1年間猶予すること、純資産基準を「各連結会計年度末日における連結貸借対照表の株主資本の合計額につき150億円以上を維持すること」という内容に変更することなどについての承諾を得て、直ちに本件ローン契約の期限の利益を喪失する事態となることを免れた。

イ 日本海洋掘削は、G銀行に対し、月次の損益及び主力事業の受注状況の報告を続けていたが、平成29年6月頃、G銀行から、これまでの報告内容から平成30年3月期以降の収益を試算すると、本件再建計画における業績目標を達成できないとの見通しを示され、財務状況の改善を図るための方策として、100億円を超える規模の増資により資金調達を行うよう求められたため、平成29年8月頃から、日本海洋掘削の発行済株式総数の約×××パーセントを保有する株主であるH社と出資に係る交渉を行った。日本海洋掘削は、H社に対し、リグの稼働率が回復してきていること、平成31年3月期までに黒字化する計画であることなどを説明して200億円の出資を依頼したが、H社は、黒字化を前提とする計画に乗ることはできない、出資を受けられないと法的整理という選択肢しかないならば、それを検討すればよいとの意向を示し、出資に応じないとの立場を明らかにしたため、日本海洋掘削は、その頃、G銀行から、H社以外の出資者を見つけられなければ法的整理を検討せざるを得ないとの意向を示された。そこで、日本海洋掘削は、平成29年9月頃から、出資に前向きな姿勢を示したI社と出資に係る交渉を重ね、同年11月頃からは、I社による簡

単なデューデリジェンスを受けるなどした。

その一方で、日本海洋掘削は、平成29年9月下旬頃から、弁護士に再建の方策を相談するようになり、その中で再生手続と更生手続の概要、これらの手続を申し立てる場合のスケジュールなどについて一般的な説明を受けるなどしたが、弁護士の意見は、再建の方策として再生手続や更生手続を念頭に置いておく必要はあるものの、直ちにこれらの手続を申し立てる必要まではないというものであった。

ウ しかしながら、日本海洋掘削は、その財務状況を改善できないまま、運用中のリグを含む一部の固定資産につき約151億円の減損損失を、建造中のリグにつき建造プロジェクト損失引当金繰入額として約171億円の特別損失を、他社とリース契約を締結して運用中のリグにつきリース契約損失引当金繰入額として約51億円の売上原価をそれぞれ計上し、その結果、平成30年3月期の連結決算において、3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、債務超過に陥る見込みとなったため、同年4月26日付けの「特別損失等の計上及び通期連結業績予想の修正並びに役員報酬の追加減額に関するお知らせ」において、その旨を公表した。

また、日本海洋掘削は、平成30年3月期の連結決算において、債務超過に陥ったことにより、連結貸借対照表の株主資本の合計額につき150億円以上を維持するという変更後の純資産基準（上記ア参照）を満たせなくなり、本件ローン契約の財務制限条項に再び抵触することとなった。そこで、日本海洋掘削は、同年4月下旬、本件ローン契約の債権者である金融機関向けのバンクミーティングを開催し、同年3月期の連結決算において債務超過に陥る見通しであること、私的整理を検討しているものの、公表できる段階には至っていないことなどを報告し、同年5月上旬頃、本件ローン契約の期限の利益の喪失を同年7月20日まで猶予することにつ

いての承諾を得たが、それ以降もこれを猶予してもらえなければ、継続企業的前提である1年間の事業活動の継続さえできなくなるため、引き続き、上記金融機関との交渉を行うこととなった。

なお、日本海洋掘削は、平成30年5月9日付け「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本件決算短信」という。）を公表し、本件決算短信の「継続企業的前提に関する重要事象等」についての注記部分（以下「本件GC注記」という。）には、日本海洋掘削が、同月期の連結決算において、約114億円の営業損失、約120億円の経常損失及び約454億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、約155億円の債務超過となっていること、その結果、本件ローン契約等の財務制限条項に抵触し、同条項の対象となる借入金残高等の合計額は約270億円に及んでいること、運用中のリグの一部につき、その売買代金のうち約179億円の支払期限が同年7月31日に予定されているが、これを自己資金のみで支払うことが困難であり、新たに資金調達をする必要があること、建造中のリグの一部につき、平成31年1月31日の完成引渡後にリース契約を締結して運用することを予定しており、同日にリースを組成できないなどの所定の場合には300億円規模の補償を行うこととなっているが、これを自己資金のみで支払うことが困難であり、新たに資金調達をする必要があることなどから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、①期限の利益喪失の権利行使留保に向けた金融機関及びリース会社との協議、②財務支援に向けた金融機関、リース会社及びスポンサー候補との協議、③固定資産の売却、④設備投資、売上原価、販売費及び一般管理費の削減といった対応策を実施しているが、これらの対応策のうち、関係者の合意を要する事項については合意に至っておらず、現時点においては、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるなどと記載されていた。

エ 日本海洋掘削は、I社と出資に係る交渉を続けていたが、その交渉は、上記ウの公表を受けて難航するようになり、日本海洋掘削は、平成30年4月下旬頃、G銀行から、法的整理について議論を深めるのがよいとの意向を再び示されるようになった。また、日本海洋掘削は、同年5月9日、G銀行を含む金融機関4社から、本件ローン契約に基づき、運用中のリグの一部に担保権を設定する手続をとる旨の通知を受け、そのための所要の手続をとらなければならない状況にあった。このような状況下においても、日本海洋掘削は、私的整理を検討していたが、同月16日、G銀行との打合せにおいて、同行から、I社と認識を共有しているとの前置きの下で、法的整理を検討するよう促されるとともに、同年7月31日を目途に再生手続開始の申立てをすることなどを内容とする「もし、万一、法的整理を申請すると仮定した場合の想定スケジュール（仮）」と題する書面を交付されたことを受けて、この打合せの日本海洋掘削側の出席者であったJ及びKは、私的整理を目指すとしても、これと並行して、法的整理も準備する必要があることを認識するに至った。

オ 日本海洋掘削の業務執行を決定する機関である役員Lは、平成30年5月16日、J及びKから、G銀行との打合せの状況等（上記エ参照）につき報告を受け、私的整理の可能性に期待を抱きつつも、法的整理に向かうならば約1か月後に迫った定時株主総会までに申立てをするほうがよいと判断した。そこで、Lの指示により、弁護士による法的整理に関する説明会（以下「法的整理に関する説明会」という。）が、同月21日に開催されることとなった。

(2) 法的整理に関する説明会の状況等

ア 日本海洋掘削は、平成30年5月21日午前9時30分頃から同日正午頃まで、法的整理に関する説明会を開催し、常務会（原則として常勤取締役及び常務以上の執行役員で構成され、取締役会に付議すべき事項等の経

営上重要な事項を決議する会議。なお、常務会の招集及び進行は、Lにおいて行われていた。)の構成員であるL、M、N、O、J、P、Qらに加え、R、K、Sらの出席の下、弁護士から、再生手続と更生手続の概要、相違点等について説明を受けた。法的整理に関する説明においては、①日本海洋掘削が、同月9日、G銀行を含む金融機関4社から、本件ローン契約に基づき、運用中のリグの一部に担保権を設定する手続をとる旨の連絡を受けたこと(上記(1)エ参照)を踏まえて、弁護士から、再生手続においては、担保権者による担保権実行は禁止されないが、更生手続においては、担保権者による担保権実行は禁止されるため、上記リグを継続して運用するならば更生手続を選択するほうがよい旨の説明がされ、②更生手続を選択する場合の現経営陣の経営への関与について、弁護士から、更生手続においては、原則として、裁判所から選任された弁護士が管財人に選任され、現経営陣は経営に関与できなくなるが、例外として、現経営陣の不正行為等の経営責任上の問題がないこと、主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないことなどの条件を満たす場合には、現経営陣が管財人に選任されるDIP型の手続も認められている旨の説明がされたほか、③弁護士から、日本海洋掘削が再生手続と更生手続のどちらを申し立てるとしても、申立ての準備として東京地方裁判所に事前相談を行う必要があるが、日本海洋掘削は多数の法的問題を抱えているので、一、二週間以内などと言わず、早く事前相談を行うべきである旨の話があった。

イ Lは、一通りの説明を終えた弁護士から、申立ての準備として東京地方裁判所に事前相談を行う必要があるが、再生手続と更生手続の担当部が異なるため、どちらを選択するのかを決めておく必要があるとして、再生手続と更生手続のどちらを選択するのかを問われたところ、その他の出席者から更生手続を選択するほうがよいとの意見が複数出たことなどを踏まえ、「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進

める。」と発言した。Lの発言に対し、その他の出席者は異議を述べず、日本海洋掘削は、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることとなった。

(3) 更生手続開始の申立ての準備状況等

ア Lは、平成30年5月21日午後5時40分頃から同日午後6時20分頃まで、社内会議を招集し、法的整理に関する説明会の出席者（上記(2)ア参照）に加え、Dが出席した。社内会議においては、出席者の一部から、法的整理の申立てをする可能性はどれくらいあるのかといった質問や私的整理の検討を続けるほうがよいのではないかといった意見が出たが、これらについても検討した結果、日本海洋掘削が、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを改めて確認した。この検討の過程において、LやJが、私的整理の検討も続ける旨の発言をしたこともあったが、実際には、同人らは、日本海洋掘削が私的整理を実現することは困難であると認識していた。

イ Lは、平成30年5月28日午後1時30分頃から同日午後2時30分頃まで、臨時常務会を招集し、常務会の構成員に加え、R、K、S、弁護士らが出席した。臨時常務会においては、出席者の一部から、事業再生ADRの利用を考えていないのかといった質問が出たが、これについても検討した結果、日本海洋掘削が、事業再生ADRを利用する可能性はなく、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを改めて確認するとともに、同月29日の取締役会において日本海洋掘削の定時株主総会を同年6月29日に開催するとの決議をすることを決めた。臨時常務会における議論等を通じて、Lは、株主に対する説明責任を果たすためには、更生手続開始

の申立てを定時株主総会の日までに行わなければならないこと、G銀行を含む金融機関4社が同年5月25日付けで運用中のリグの一部に対する担保権設定登記手続を完了しており、これを否認するためには、更生手続開始の申立てを上記設定日の1か月後である同年6月25日までに行わなければならないことなどを知り、速やかに東京地方裁判所への事前相談を行う必要があることを認識するに至った。

ウ 日本海洋掘削は、平成30年5月30日、東京地方裁判所への事前相談の際に使用する弁護士作成のメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同月31日午前10時30分頃から同日午前11時15分頃まで、常務会の構成員に加え、R、K、S、D、弁護士らが出席した臨時常務会において、弁護士に対し、できれば同年6月1日に東京地方裁判所への事前相談を行うよう依頼した。かかる依頼を受けた弁護士は、同日午後4時頃から同日午後4時45分頃まで、東京地方裁判所への1回目の事前相談を行い、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行う可能性があることなどを説明した。これと並行して、日本海洋掘削は、同日午後4時頃から同日午後5時20分頃まで、H社と打合せを行い、法的整理に向かう可能性に備え、東京地方裁判所への事前相談を開始することなどを報告し、この事前相談の過程でH社をスポンサー候補の一つとして挙げたいなどと依頼した。その後、日本海洋掘削は、同日午後6時30分頃から同日午後9時頃まで、弁護士から、東京地方裁判所への事前相談の状況等について報告を受けたところ、その内容は、最短で同月7日に更生手続開始の申立てをすることがあり得ると考え、東京地方裁判所との調整を行ったが、それでは東京地方裁判所の準備期間が短すぎるとのことである、申立ての必要性及び相当性に関する説明資料の作成を求められているなどというものであった。

エ Lは、平成30年6月4日正午頃から同日午後2時頃まで、社内会議を招集し、常務会の構成員に加え、K、S、弁護士らが出席した。社内会議

においては、事業再生ADRを利用しない方向であるが、これを利用しないと決断したわけではなく、引き続き、関係者と協議することや、直ちに更生手続開始の申立てをする可能性は低いが、同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを決断せざるを得なくなる可能性はあることを確認した。

オ 弁護士は、平成30年6月4日午後4時30分頃から同日午後5時20分頃まで、東京地方裁判所への2回目の事前相談を行った。Nは、同日午後5時頃、Dに内線電話をかけ、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性がある旨を告げた。

カ Lは、平成30年6月5日午後5時25分頃から同日午後6時35分頃まで、社内会議を招集し、常務会の構成員に加え、R、K、S、D、弁護士らが出席した。社内会議においては、日本海洋掘削が同月22日に更生手続開始の申立てを行う方向で検討することなどを確認した。これに先立ち、弁護士は、同月5日午前10時30分頃から、日本海洋掘削の更生手続開始の申立てに係るプレスリリース案の作成を開始した。

キ 日本海洋掘削は、平成30年6月7日付け「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」を公表し、本件決算短信の本件GC注記につき、取引金融機関の一つから担保の提供を求められており、その妥当性について協議を継続しているが、合意に至っていないため、同金融機関から期限の利益を喪失させるための請求を受ける可能性があり、その場合、資金繰りが困難になる可能性がある旨の記載を追記するとともに、日本海洋掘削の資金繰りにつき、金融機関、リース会社及びスポンサー候補との間で協議を進めている旨の記載に続けて、各関係者が合意できる再建計画の構築に時間を要しており、いまだ合意に至っていない旨の記載を追記するなどの変更を行った。

ク 上記カの社内会議の結果を受けて、弁護士は、平成30年6月8日午後

1時5分頃から同日午後1時45分頃まで、東京地方裁判所への3回目の事前相談を行い、日本海洋掘削が同月22日に更生手続開始の申立てを行う方向で検討していることなどを説明し、東京地方裁判所との間で申立予定日を同日とすることなどを確認した。

3 D及び被審人の本件重要事実に係る認識状況等

- (1) Dは、平成30年5月21日午後5時40分頃から同日午後6時20分頃まで、Lの招集した社内会議に出席し、日本海洋掘削が、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを知った（上記2(3)ア参照）。Eは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときには××××の業務を担うこととなる部署であったが、Dは、同日時点において、Eとして直ちに取り掛かるべき業務はないと認識しており、実際、Eとして直ちに取り掛かった業務もなかった。
- (2) 日本海洋掘削は、本件決算短信の公表後、その当時の会計監査人であった監査法人（以下「本件監査法人」という。）から、本件GC注記の内容をより現状に即したものに变更しなければ、平成30年6月6日に提出する予定の監査報告書において意見不表明とせざるを得ないなどと告げられたため、同月7日にその内容を一部変更する旨の公表を予定していた。日本海洋掘削は、××××から、同年5月28日までに××××するように求められていたため、Dは、その検討のため、同日午後1時30分頃から同日午後6時頃まで、Eの執務室とは別の会議室において、被審人及びTであるUとの打合せを行った。この打合せにおいては、Dが、被審人及びUに対し、××××との間で××××しているが、××××が××××しなければ××××、そのときは一定の時期までに法的整理の申立てをする可能性があることなどを説明した上で、D、被審人及びUが、会議室のスクリーンに被審人のパソコンで××××を映し出ししながら、××××に××××することを検討した。

この打合せは、当初、平成30年5月28日午後4時30分頃までの予定であったところ、それまでに検討を終えられず、しかも、××××から同日中に××××するよう求められていたことから、急遽、別の会議室を予約して、同日午後6時頃まで続行されたものであった。

なお、Uは、トイレ、喫煙等のために一時中座することはあったものの、この打合せに始終同席していた。

D及びUは、平成30年5月28日以降も××××の検討を継続したが、被審人は、××××までに××××を完成させなければならず、その業務に専念していたため、同日以降の××××の検討にはほとんど関与していなかった。

- (3) Dは、平成30年5月30日、東京地方裁判所への事前相談の際に使用する弁護士作成のメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同月31日午前10時30分頃から同日午前11時15分頃まで、臨時常務会に出席し、同年6月1日に弁護士が東京地方裁判所への事前相談に行くことを知った（上記2(3)ウ参照）。また、Dは、同年5月31日頃、日本海洋掘削の定時株主総会が同年6月29日に開催されることを知った。

もともと、Eが、平成30年6月2日までに、日本海洋掘削の更生手続開始の申立てに関連して、直ちに取り掛かった業務はなかった。

- (4) Dは、平成30年6月4日午後5時頃、Nからの内線電話を受け、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があることを聞いた（上記2(3)オ参照）。

- (5) Dは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××対応等について検討するため、平成30年6月5日午前10時15分頃から同日午前10時45分頃まで、Eの執務室とは別の個室において、被審人との打合せを行い、被審人に対し、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があるなどと説明した上で、今後、そ

の申立日を定時株主総会前の取締役会の予定日である同月14日と想定して××××対応等の準備を進めることなどを伝えた。

その際、被審人が作成した手書きのメモには、Dによる説明の内容として、①「2018. 6. 7」との記載の下に矢印を引いて「14 議案」、その3行上（枠外）に「6/14木15-19 ××××」と記載されているほか、②「法的整理 かつ 株主総会ひらかない」、③「会社更生法」との記載の下に「(a) 管理型→役員→外す」、「× (b) DIP型 裁判所+役員」、④「民事更生法」（なお、民事再生法の誤記と思われる。）などと記載されている。

その後、Dは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××××するため、Fに対し、平成30年6月14日の××××を確認するよう依頼した。

- (6) D及び被審人は、平成30年6月5日午後3時30分頃から同日午後4時20分頃まで、××××対応等のコンサルティング会社であるV社と電話会議を行い、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××の準備とそのスケジュールについて話し合った。被審人は、V社との電話会議の内容を踏まえ、申立日当日のタイムスケジュールとして、午後2時頃に更生手続開始の申立てに係る取締役会決議、午後3時頃に公表、その後に社員への説明と××××の準備、午後5時頃に記者会見をそれぞれ行うことなどを記載した「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を作成すると、同日午後4時4分頃、D及びFに対し、「開示日のスケジュール」という件名のメールに同表を添付して送信した。そして、D及びFは、その頃、同表の内容を確認した。
- (7) Dは、平成30年6月5日午後5時25分頃から同日午後6時35分頃まで、Lの招集した社内会議に出席し、日本海洋掘削が、同月22日に更生手続開始の申立てを行う方針であることを知った（上記2(3)カ参照）。

その際、Dは、社内会議に出席した弁護士と打合せを行い、日本海洋掘削の更生手続開始の申立てに関連して必要となるEの業務は、①××××対応、②××××対応及び③××××対応に大別され、①××××対応としては、××××、V社への依頼、××××と××××の作成等、②××××対応としては、××××への外注、××××に送付する××××の作成等、③××××対応としては、××××の作成等があることを確認した。

(8) Dは、上記(7)の社内会議の結果を踏まえ、平成30年6月6日、Fに対し、同月22日に××××を××××するよう依頼し、Fは、××××した。

(9) Dは、平成30年6月7日、Fらとともに上記(8)の××××し、Fは、その際、Dの指示を受けて××××に立ち寄り、日本海洋掘削が同日公表した「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」（上記2(3)キ参照）及び「代表取締役および役員の異動ならびに組織変更に関するお知らせ」に係る資料を提供するなどした。

4 被審人からBに対する本件株式の売却の推奨状況等

(1) Bは、平成29年12月頃から、日本海洋掘削が業績不振により潰れるのではないかといった噂話を耳にして、自らが従業員持株会で保有している本件株式を売却したいなどと考えていたところ、平成30年5月18日、被審人及びその友人と食事に行った際に、被審人に対し、日本海洋掘削が同月9日に公表した本件決算短信の内容（上記2(1)ウ参照）を踏まえ、「会社が債務超過になりましたけど、どうなるんですかね。私、持株会に入っているんですけど。」などと言い、自らが従業員持株会で保有している本件株式の株価動向等について不安を抱いていることを相談すると、被審人は、Bに対し、「まだ持っているの。早く売ったほうがいいよ。」などと言い、Bが従業員持株会で保有している本件株式の売却を勧めた。

(2) 被審人は、上記(1)の食事会を終えて帰宅すると、スマートフォンのメッセージアプリに、Bから「今日もまた素敵なお店でしたね、ありがとうございます

ました（絵文字省略）」などのメッセージを受信したため、この機会に、Bが従業員持株会で保有している本件株式の売却を念押ししようと考え、このメッセージアプリを用いて、平成30年5月18日午後10時29分頃、Bに対し、「ところで…………… 株式は全部売ることをお勧めします。」とのメッセージを送信した。これを受けて、Bは、同日午後11時22分頃、被審人に対し、「確かに～（絵文字省略） 私、すべてをほったらかしにしています… 今、自分の株がどこにあるのかもわからないんです。今度売り方を教えてください（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。

- (3) 被審人は、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、平成30年5月23日午後零時27分頃、Bに対し、「従業員持株会ですよ。規約の17条に、会員はいつでも退会できると、あります。できるだけ早く総務部の持株会担当者に話して、理事長宛に退会届けを提出してください。」とのメッセージを送信した。これを受けて、Bは、同日午後7時40分頃、被審人に対し、「ありがとうございます。その後口座に入れるんですよね。総務部に確認しようと思います。」と返信した。
- (4) 被審人は、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、平成30年5月25日午後6時31分頃、Bに対し、「29日の××××が延びました。まだまだ細かいところで変更がありそうです。」とのメッセージを送信し、その直後の同日午後6時33分頃、Bに対し、「××××は、××××です。それを聞いて、一昨日、早急の持株会脱退を勧めましたのです。」とのメッセージを送信した。
- (5) Bは、被審人とのやり取りを踏まえ、W証券及びC証券に自己名義の証券口座を開設するなどしたが、自らが従業員持株会で保有している本件株式の売却に係る具体的な手続まではとらずにいた。そのような中で、被審人は、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、平成30年6月2日午前零時20分頃、Bに対し、「株式売買申請しました？」とのメッセージを送信し、

同日午前7時2分頃、このメッセージアプリに、Bからの「あれ、まだして
ないです。今していいのでしょうか、総会の後がいいのかと勝手に思ってま
した…」とのメッセージを受信したため、このメッセージアプリを再び用い
て、同日午前7時46分頃、Bに対し、「月曜日にでも申請することを勧め
ます。1日数万円ずつ価値が下がると思ってください。なお16日過ぎると、
しばらく売れなくなり、大幅に下がると思われます。」とのメッセージを送
信した。これを受けて、Bは、同日午前9時45分頃、「1日数万円（絵文
字省略）なんと…貴重な情報をありがとうございます！面倒臭がらずにちゃ
んとしなければです（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。

- (6) 被審人は、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、平成30年6月
5日午後零時50分頃、Bに対し、「一難去って、また一難…。毎日のよう
に、問題が発生しています。（絵文字省略）とりあえず賞与は出るようなの
で、一安心ですが……（絵文字省略）。」とのメッセージを送信した。これ
を受けて、Bは、同日午後6時15分頃、被審人に対し、「えっ、次から次
へとあるんですね（絵文字省略）でも賞与出るって、会社かなり頑張ってま
すよね（絵文字省略）Aさん、最近会わないから全く様子わからないけど大
変そう（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。

5 Bによる本件株式の売却等

- (1) Bは、上記4(5)のやり取りを受けて、平成30年6月5日、日本海洋掘削
に対し、本件株式の売却を申請すること、日本海洋掘削のインサイダー取引
防止規程に定める内部情報を知得していないことを誓約することなどを内容
とする「自社株式等の売買申請書」を提出し、同月6日、同申請は承認され
た。
- (2) Bは、平成30年6月13日、C証券を介し、東京証券取引所において、
自己名義で保有していた本件株式合計1000株を売付価額合計137万8
200円で売り付けた。

(3) Bは、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、平成30年6月13日午後6時39分頃、被審人に対し、「Aさん！！やっと株売りしましたが安くなってました（絵文字省略）1378円でした（絵文字省略）」とのメッセージを送信したところ、被審人は、その直後に、「損は仕方ないですが、とにかく売れて良かったです。一安心です。（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。また、Bが、このメッセージアプリを用いて、同日午後9時32分頃、被審人に対し、「声かけていただいたので、急いで売ることが出来ました（絵文字省略）本当にありがとうございます（絵文字省略）」とのメッセージを送信すると、被審人は、同日午後9時56分頃、「あと3日遅かったら、大変なことになってました。（絵文字省略）間に合って本当に良かったですね。（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。さらに、Bが、このメッセージアプリを用いて、同日午後10時10分頃、被審人に対し、「しかし意外なことに、今売る方が損をすると、わざと時期をずらしている人もいるみたい…大丈夫なんですか（絵文字省略）」とのメッセージを送信すると、被審人は、同日午後10時26分頃、「先週の開示内容をよく読めば、わかるのですが…（絵文字省略）来月のイベントで、すべて説明します。（絵文字省略）」とのメッセージを返信した。

6 本件重要事実に係る公表

日本海洋掘削は、平成30年6月22日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、TDnetに掲載した「会社更生手続開始の申立て等に関するお知らせ」において、その旨を公表した（以下「本件公表」という。）。

7 本件公表後の被審人とBとのやり取り

被審人は、スマートフォンのメッセージアプリを用いて、本件公表直後の平成30年6月22日午後5時10分頃、Bに対し、「大変なことになってしまいました。（絵文字省略）」とのメッセージを送信した。これを受けて、Bが、このメッセージアプリを用いて、同日午後8時5分頃、被審人に対し、「Aさ

んは、この1週間大変だったでしょうね…」、「きっともう前から手続きしていたのでは（絵文字省略）だから株の助言してくれたのですね（絵文字省略）」とのメッセージを送信すると、被審人は、その直後に、「月曜日から大変でした。今日の情報は話せなかったもので、せめて、でした。他の人がどうなったかはわかりません。」とのメッセージを返信した。

8 日本取引所自主規制法人に対する報告の経緯等

日本海洋掘削は、本件公表後、日本取引所自主規制法人から本件公表に至る経緯についての報告を求められたため、社内メール、スケジュール記録等を調査し、これにK等の関係者が協力しながら「会社情報の公表に至る経緯に関する報告書」と題する書面（以下「本件報告書」という。）を取りまとめた。日本海洋掘削は、J（なお、Jは、Lの退任に伴い、平成30年6月29日付けで役員に選任され、××××。）を含む役員らはその記載内容に誤りのないことを確認した上で、同年8月頃、日本取引所自主規制法人に対し、本件報告書を提出した。

9 証券取引等監視委員会による質問調査の経緯等

(1) 証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の証券調査官（以下「調査官」という。）は、令和元年11月13日、被審人に対する質問調査を実施し、被審人は、同日、「私を含めたEは、平成30年6月に入り、××××に向けた準備に入るわけですが、当社では、当初、早ければ平成30年6月7日に会社更生手続開始の申立てを行うことも検討されていました。そして、××××の準備には、1週間から2週間ほど要することを踏まえると、この平成30年5月28日の打合せの中で、Dから、会社更生手続開始の申立て等に関する話が出ていたと思いますし、この日の打合せではなかったとしても、遅くとも平成30年5月下旬頃には、私は、Dから、当社が会社更生手続開始の申立て等を行う必要があることを聞いていたと思います。」などと記載された質問調書に署名押印した。

(2) 監視委員会の調査官は、令和元年11月18日、Dに対する質問調査を実施し、Dは、同日、「私は、平成30年5月21日の社内会議の後の平成30年5月下旬頃、AさんやFさんに対し、社内会議で聞いたことをすべて伝えていたわけではありませんが、Eの部外者には言わないようにと話した上で、日本海洋掘削が法的整理手続を取らざるを得ない可能性があることなどを話していました。」、「私は、この平成30年5月28日の打合せにおいて、Aさんに対し、その後の一か月間の業務スケジュールを話した際、開催日時が未定であった株主総会までの間に、先ほどお話しした××××のほか、日本海洋掘削が本件申立てをすることを話し、本件申立ての××××のために、Eが取り組まなければならない業務内容を打合せしました。」などと記載された質問調書に署名押印した。

第4 判断

1 被審人の主張の概要

被審人は、本件審判事件の争点（前記第2参照）について、①日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした時期は、平成30年6月5日であり、同月2日までに同決定をした事実はない、②被審人が本件重要事実を知った時期は、同月5日であり、同月2日までに本件重要事実を知った事実はないと主張し、これに関して、被審人の令和元年11月13日付け質問調書の任意性及び信用性も争っている。さらに、被審人は、審判手続終結後に提出した令和3年1月8日付け最終準備書面において、上記①に関して、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした時期は、早くとも平成30年5月28日であり、法的整理に関する説明会のあった同月21日ではないとも主張している。そこで、以下、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした時期についての検討を踏まえつつ、被審人が本件重要事実を知った時期について検討する。

2 法令の定め

法第167条の2第1項は、上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者であつて、当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実をその者の職務に関し知つたものが、他人に対し、当該業務等に関する重要事実についての公表がされる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該売買等をすることを勧めることは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼を著しく損なうことから、これを禁止している。

そして、法第166条第2項第1号は、当該業務等に関する重要事実とは、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が「次に掲げる事項」を行うことについての「決定」をしたことをいうと規定し、「次に掲げる事項」の一つとして、更生手続開始の申立て（同号ヨ、金融商品取引法施行令第28条第8号）を掲げるところ、更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」とは、当該上場会社等の業務執行を決定する機関において、当該申立てそれ自体や当該申立てに向けた作業等を会社の業務として行う旨を決定したことをいうものであり、当該決定をしたというためには、当該申立ての実現を意図して行ったことを要するが、当該申立てが確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しないと解される（最高裁平成10年（あ）第1146号、第1229号同11年6月10日第一小法廷判決・刑集53巻5号415頁参照）。

また、当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者が重要事実を「知つた」（法第167条の2第1項）というためには、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が重要事実についての決定をしたとの未必的な認識があれば足り、当該決定が確実に実行されるとの認識までは不要である上に、その事実の重要部分に係る事実の認識があれば足りると解される。

3 本件重要事実に係る決定の時期（争点①）について

(1) 検討

前記第3の2(1)、(2)によれば、日本海洋掘削は、平成30年3月期の連結決算において、3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過に陥る見込みとなった上に、本件ローン契約の財務制限条項に抵触し、その期限の利益を喪失する可能性のある状況に陥ったことなどから、同年4月下旬以降、メインバンクであるG銀行から法的整理による再建を検討するよう促されていたところ、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関であるLは、同年5月21日午前9時30分頃から同日正午頃まで、法的整理に関する説明会に出席し、弁護士から再生手続と更生手続の概要、相違点等について説明を受けた上で、その席上において「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言したことが認められる。

そして、日本海洋掘削は、平成30年5月30日、東京地方裁判所への事前相談の際に使用する弁護士作成のメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同年6月1日、東京地方裁判所への1回目の事前相談を行うとともに、日本海洋掘削の発行済株式総数の約×××パーセントを保有する株主であるH社との打合せの席で上記相談を開始することを報告しており（前記第3の2(3)ウ参照）、これらの更生手続開始の申立てに向けた具体的な準備が、Lの上記発言から10日余りという短期間のうちに進展していたこと、弁護士が、当初、上記相談から僅か6日後の同月7日に更生手続開始の申立てをすることも視野に入れた検討をしていたこと（前記第3の2(3)ウ参照）などに照らせば、遅くとも同年5月21日までに、Lが更生手続開始の申立ての実現を意図していたということができ、また、日本海洋掘削の当時の財務状況（前記第3の2(1)アないしウ参照）も併せ考慮すれば、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに及ぶ可能性も相当程度あったといえることができる。

これらの事実を照らせば、遅くとも、Lが法的整理に関する説明会におい

て「当社は、D I P型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言した平成30年5月21日までに、Lが更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたと認められる。

したがって、遅くとも平成30年5月21日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）をしたと認めるのが相当である。

(2) 被審人の主張について

これに対し、被審人は、①Lが、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会において、「当社は、D I P型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言した事実は認められない、②日本海洋掘削は、同日時点においても、私的整理に向けて債権者、スポンサー候補及び主要株主と交渉を続けており、日本海洋掘削の役員らは、私的整理が困難である場合の最終手段として更生手続開始の申立てを検討していたにすぎない、③日本海洋掘削が同月9日付けで公表した本件決算短信によれば、日本海洋掘削が、会社更生法第17条第1項所定の更生手続開始の原因となる事実に複数該当し、これを解消又は改善する見通しが立っていないことが明らかであったから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を行うことは、その当時の投資者の投資判断に織り込まれていたなどと主張する。さらに、被審人は、審判手続終結後に提出した令和3年1月8日付け最終準備書面において、④日本海洋掘削が、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを決定した時期は、早くとも平成30年5月28日であるとも主張する。

ア ①Lが、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会において、「当社は、D I P型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言した事実は認められないとの主張について

前記第3の2(2)イのとおり、Lは、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会において、一通りの説明を終えた弁護士から、申立ての準備として東京地方裁判所に事前相談を行う必要があるが、再生手続と更生手続の担当部が異なるため、どちらを選択するのかを決めておく必要があるとして、再生手続と更生手続のどちらを選択するのかを問われたところ、その他の出席者から更生手続を選択するほうがよいとの意見が複数出たことなどを踏まえ、「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言し、更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたものであるところ、かかる事実は、これに沿う内容のJの供述及び日本海洋掘削が日本取引所自主規制法人に提出した本件報告書により優に認めることができる。

この点、Jは、本件審判事件に関連する課徴金納付命令の対象者ではなく、自らが役員を務める日本海洋掘削の社員である被審人にとって不利益となり得る方向であえて虚偽の供述をする合理的な理由はないから、その供述は信用性が高いといえる（なお、Jの供述は、監視委員会から本件報告書等の資料を示され、これにより記憶を喚起した側面があることを否定し得ないが、その供述内容は、上記資料の記載内容以上に詳細かつ具体的であり、不自然又は不合理な点も見当たらないから、十分に信用できるものである。）。また、日本海洋掘削が日本取引所自主規制法人に提出した本件報告書は、日本取引所自主規制法人という第三者に対し、Jを含む日本海洋掘削の役員らとその記載内容に誤りのないことを確認した上で、監視委員会による質問調査が開始される前であり、かつ、役員らの記憶がまだ鮮明な時期である平成30年8月頃に提出されたこと（前記第3の8参照）に鑑み、一般的に、その記載内容の信用性は高いといえる。しかも、本件報告書の「2018.05.21 09:30～12:00」欄には、法的整理に関する説明会において「会社として、

裁判所への事前相談の諸準備を進めていくこととした。」などと記載されており、裁判所への事前相談の準備をするということは、上記説明会に出席していたLが更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたことが当然の前提となるものであるから、上記記載は、Lが上記発言をした旨のJの供述と整合しており、その記載内容に不自然又は不合理な点はない。

これに対し、被審人は、K及びSが法的整理に関する説明会の内容を書き留めたメモにはLの上記発言について記載されていないと主張するが、これらのメモには、法的整理に関する説明会の出席者の発言として、私的整理についての協議が進んでおらず、法的整理に向かう時期が近づいているため、慌てないように事前準備をする旨の記載、成功率は再生手続より更生手続のほうが高い旨の記載、裁判所への事前相談を行う旨の記載等、Lの上記発言に沿う内容の記載が複数存在する（なお、定時株主総会前に裁判所への事前相談を行う可能性は低いと思う旨の記載も存在するが、Lが、更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行うことについての賛否両論を総合考慮した上で、上記準備を進めるほうがよいとの結論に至り、上記発言をしたとみることも可能であるから、上記記載の存在のみをもって、Lが上記発言をしたとの認定、判断を覆すことはできない。）。しかも、これらのメモの作成者の一人であるK自身が、本件報告書の作成に関与し、その記載内容に誤りのないことを確認しており（前記第3の8参照）、その記載内容が、上記のとおり、法的整理に関する説明会において「会社として、裁判所への事前相談の諸準備を進めていくこととした。」などというものであったことにも鑑みれば、これらのメモの存在のみをもって、Lが上記発言をしたとの認定が左右されることはない。

なお、被審人は、審判手続終結後に提出した令和3年1月8日付け最終

準備書面において、本件報告書の上記記載について、法的倒産手続に関する裁判所への事前相談について一般的な検討をするという話をした最初の機会を捉えて記載したものにすぎないとも主張するが、本件報告書が、日本取引所自主規制法人という第三者に対し、Jを含む日本海洋掘削の役員らはその記載内容に誤りのないことを確認した上で提出されたものであることは既に述べたとおりであり、Dも、その記載内容が正確なものであることを肯定する供述をしている。被審人の主張は、単に推測を述べるものにとどまり、これを裏付ける的確な証拠も見当たらないから、採用することができない。

したがって、被審人の主張①は、採用することができない。

イ ②日本海洋掘削の役員らは、私的整理が困難である場合の最終手段として更生手続開始の申立てを検討していたにすぎないとの主張について

Lは、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会において、「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言し、更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたものであるところ、その時点において、Lが更生手続開始の申立ての実現を意図していたということができ、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに及ぶ可能性も相当程度あったということができ、上記(1)において認定、判断したとおりである。

これに対し、被審人は、審判手続終結後に提出した令和3年1月8日付け最終準備書面において、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会は弁護士から法的倒産手続に関する一般的な説明を受けるために開催されたものにすぎず、日本海洋掘削の役員らは、同日に初めて再生手続と更生手続の概要等について知ったのであるから、その場で再生手続と更生手続のどちらを選択するかという慎重な検討を要する事項を決定したとは考え難いと主張するが、日本海洋掘削の主要な役員らは、平成29年9月下

旬頃、弁護士から再生手続と更生手続の概要等についての一般的な説明を受けており（前記第3の2(1)イ参照）、法的整理に関する説明会の出席者は、再生手続と更生手続の概要等についての基本的な知識、情報を事前に確認しておくよう指示されていたことも認められる。そして、法的整理に関する説明会においては、これらの知識、情報を前提として、本件ローン契約の債権者が運用中のリグの一部に担保権を設定する可能性を考えれば更生手続を選択するほうがよいこと（前記第3の2(2)ア参照）、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行った場合に認可される見込みがあることなどの具体的な検討を行ったことが認められ、その内容は、法的倒産手続に関する一般的な説明にとどまらないものであったというべきであるから、被審人の主張を採用することはできない。

また、被審人は、①LやJが、平成30年5月21日の社内会議において、私的整理の検討を続ける旨の発言をしたこと（前記第3の2(3)ア参照）、②同年6月4日の社内会議において、事業再生ADRを利用しない方向であるが、これを利用しないと決断したわけではなく、引き続き、関係者と協議することや、直ちに更生手続開始の申立てをする可能性は低いが、同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを決断せざるを得なくなる可能性はあることを確認したこと（前記第3の2(3)エ参照）を挙げて、日本海洋掘削の役員らは、私的整理が困難である場合の最終手段として更生手続開始の申立てを検討していたにすぎないと主張するが、LやJは、同年5月21日の社内会議の時点において、既に、日本海洋掘削が私的整理を実現することは困難であると認識していた上に（前記第3の2(3)ア参照。なお、かかる事実は、上記アのとおり信用できるJの供述及び審判の全趣旨により優に認めることができる。）、Kが法的整理に関する説明会の内容を書き留めたメモに私的整理についての協議が進んでおらず、法的整理に向かう時期が近づいているため、慌てないように事前準備

備をする旨の記載があることにも照らせば、そのような認識が、実際には、日本海洋掘削の主要な役員らには共有されていたことがうかがわれるから、被審人の主張する事実のみをもって、Lが、遅くとも同日の法的整理に関する説明会までに、更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたとの認定が左右されることはない。

さらに、上記2において述べたとおり、更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」とは、上場会社等の業務執行を決定する機関において、当該申立てそれ自体や当該申立てに向けた作業等を会社の業務として行う旨を決定したことをいうものであり、当該決定をしたというためには、当該申立ての実現を意図して行ったことを要するが、当該申立てが確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しないと解されるから、被審人の主張する事実を前提としても、遅くとも、Lが更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をした平成30年5月21日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）をしたものと認められる（なお、被審人は、審判手続終結後に提出した令和3年1月8日付け最終準備書面において、更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」というためには、その判断自体が確実性を持って行われることが必要であると主張するが、独自の見解といわざるを得ず、採用することができない。）。

したがって、被審人の主張②は、採用することができない。

ウ ③日本海洋掘削が本件決算短信において公表した事実により、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を行うことは、その当時の投資者の投資判断に織り込まれていたとの主張について

前記第3の2(1)ウによれば、日本海洋掘削は、平成30年5月9日付けの本件決算短信を公表し、本件G C注記には、日本海洋掘削が、同年3月

期の連結決算において、約114億円の営業損失、約120億円の経常損失及び約454億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、約155億円の債務超過となっていること、その結果、本件ローン契約等の財務制限条項に抵触し、同条項の対象となる借入金残高等の合計額は約270億円に及んでいること、運用中のリグの一部につき、その売買代金のうち約179億円の支払期限が同年7月31日に予定されているが、これを自己資金のみで支払うことが困難であり、新たに資金調達をする必要があること、建造中のリグの一部につき、平成31年1月31日の完成引渡後にリース契約を締結して運用することを予定しており、同日にリースを組成できないなどの所定の場合には300億円規模の補償を行うこととなっているが、これを自己資金のみで支払うことが困難であり、新たに資金調達をする必要があることなどから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているなどと記載されている。

その一方で、本件GC注記には、日本海洋掘削が、①期限の利益喪失の権利行使留保に向けた金融機関及びリース会社との協議、②財務支援に向けた金融機関、リース会社及びスポンサー候補との協議、③固定資産の売却、④設備投資、売上原価、販売費及び一般管理費の削減といった対応策を実施しているなどと記載されており（前記第3の2(1)ウ参照）、これらの記載を併せて読めば、本件GC注記は、関係者の合意を要する対応策については合意に至っていないとの留保を付しているものの、投資者に対し、日本海洋掘削は法的整理に向かうことを回避すべく対応策を実施しているとの印象を抱かせる内容となっていたといえることができる（なお、日本海洋掘削が、本件決算短信の公表後、本件監査法人から、本件GC注記の内容をより現状に即したものに変更しなければ、平成30年6月6日に提出する予定の監査報告書において意見不表明とせざるを得ないなどと告げられていたこと（前記第3の3(2)参照）に照らしても、本件GC注記は、投

資者に対し、上記印象を抱かせる内容となっていたというべきである。)

そうすると、本件決算短信が公表された平成30年5月9日時点における投資者の認識は、日本海洋掘削が法的整理を選択する可能性があるという抽象的な推測にとどまり、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」(法第166条第2項第1号柱書き)をしたこととは次元を異にするものである。

そもそも、法第166条第2項は、禁止される行為の範囲について、客観的、具体的に定め、投資者の投資判断に対する影響を要件として規定していないところ、これは規制範囲を明確にして予測可能性を高める見地から、同項の決定の事実があれば通常それのみで投資判断に影響を及ぼし得ると認められる行為に規制対象を限定することによって、投資判断に対する個々具体的な影響の有無程度を問わないこととした趣旨と解されることに照らしても、被審人の主張③は、採用することができない。

エ ④日本海洋掘削が、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを決定した時期は、早くとも平成30年5月28日であるとの主張について

前記第3の2(2)イのとおり、日本海洋掘削は、平成30年5月21日の法的整理に関する説明会において、Lが更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたことを受けて、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを決定したものであるところ、かかる事実は、上記アのとおり信用できるJの供述及び本件報告書により優に認めることができる。

被審人の主張は、これらの信用できる証拠に整合しないから、容易に採用することができないところ、かえって、上記アのとおり信用できるJの供述及び本件報告書によれば、平成30年5月28日の臨時常務会は、日

本海洋掘削が、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めるという同月21日の法的整理に関する説明会の決定事項を改めて確認するものにすぎなかったことが認められる（前記第3の2(3)イ参照）。しかも、日本海洋掘削は、同月30日、東京地方裁判所への事前相談の際に使用する弁護士作成のメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同年6月1日、東京地方裁判所への1回目の事前相談を行うとともに、日本海洋掘削の発行済株式総数の約×××パーセントを保有する株主であるH社との打合せの席で上記相談を開始することを報告しているところ（前記第3の2(3)ウ参照）、被審人の主張を前提とすると、これらの更生手続開始の申立てに向けた具体的な準備が、同年5月28日の臨時常務会の僅か2日後から進展をみせたことになるが、これは日本海洋掘削という資本金75億7200万円規模の上場会社の更生手続開始の申立てに向けた準備期間としては余りに短すぎるのであって、これらの事実からも、日本海洋掘削が、同月21日の法的整理に関する説明会において、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを決定したことが推認できる。

したがって、被審人の主張④は、採用することができない。

オ 以上によれば、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が平成30年6月2日までに更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）をした事実はなかったという被審人の主張は、いずれも採用できない。その他、本件全証拠を精査しても、遅くとも同年5月21日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）をしたという上記(1)の認定、判断を覆すに足りる的確な証拠はない。

4 被審人が本件重要事実を知った時期（争点②）について

(1) Dは、令和元年11月18日の質問調査においては、「私は、平成30年5月21日の社内会議の後の平成30年5月下旬頃、AさんやFさんに対し、社内会議で聞いたことをすべて伝えていたわけではありませんが、Eの部外者には言わないようにと話した上で、日本海洋掘削が法的整理手続を取らざるを得ない可能性があることなどを話していました。」、「私は、この平成30年5月28日の打合せにおいて、Aさんに対し、その後の一か月間の業務スケジュールを話した際、開催日時が未定であった株主総会までの間に、先ほどお話しした××××のほか、日本海洋掘削が本件申立てをすることを話し、本件申立ての××××のために、Eが取り組まなければならない業務内容を打合せしました。」などと記載された質問調書に署名押印したが（前記第3の9(2)参照）、本件審判事件の参考人審問においては、質問調書の上記記載内容を否定している。

また、被審人は、令和元年11月13日の質問調査においては、「私を含めたEは、平成30年6月に入り、××××に向けた準備に入るわけですが、当社では、当初、早ければ平成30年6月7日に会社更生手続開始の申立てを行うことも検討されていました。そして、××××やこれに関連する××××の準備には、1週間から2週間ほど要することを踏まえると、この平成30年5月28日の打合せの中で、Dから、会社更生手続開始の申立て等に関する話が出ていたと思いますし、この日の打合せではなかったとしても、遅くとも平成30年5月下旬頃には、私は、Dから、当社が会社更生手続開始の申立て等を行う必要があることを聞いていたと思います。」などと記載された質問調書に署名押印したが（前記第3の9(1)参照）、本件審判事件の被審人審問においては、質問調書の上記記載内容を否定している。

そこで、以下、Dの令和元年11月18日付け質問調書における供述の信用性並びに被審人の同月13日付け質問調書における供述の任意性及び信用

性について検討する。

(2) Dの令和元年11月18日付け質問調書における供述の信用性について

ア Dの供述の概要は、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、開催日時が未定であった定時株主総会までの間に、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明したというものであるが、質問調書における上記記載部分は僅か7行しかなく、その内容も抽象的なものにとどまっている。すなわち、同日の打合せは、××××から××××するよう求められたことを受けて、その具体的な××××を検討するためのものであり、同日の打合せには、EのD及び被審人のほかにTのUも参加していたにもかかわらず（前記第3の3(2)参照）、Uの同席の下で上記説明を行ったのかどうか、同日の打合せの直接の議題ではないEの業務スケジュールや上記説明をどのような場面ないし文脈で切り出したのか、上記説明の具体的な文言はどのようなものであったのかといった点について、何ら具体的に特定されていない。

イ また、Dは、平成30年5月21日の社内会議に出席し、日本海洋掘削が、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを知ったものであるが、同日時点において、その申立ての具体的な時期までは決まっておらず（前記第3の2(3)ア、同3(1)参照）、日本海洋掘削が定時株主総会までの間に更生手続開始の申立てを行うことが具体的に検討され始めた時期は、早くとも同月28日の臨時常務会以降であることがうかがわれる（前記第3の2(3)イ参照）。そして、Dは、同日の臨時常務会に出席せず、これと同時刻に被審人及びUと打合せを行っていたため、このような検討状況を知り得ず（前記第3の2(3)イ、同3(2)参照）、その後の同年6月4日午後5時頃のNからの内線電話において、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があることを初めて聞いたも

のであるから（前記第3の3(4)参照）、Dが、同年5月28日の打合せの際に、日本海洋掘削が定時株主総会までの間に更生手続開始の申立てを行うことを知っていたとは認め難い。それにもかかわらず、Dの令和元年11月18日付け質問調書には、Dが、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、日本海洋掘削が「開催日時が未定であった株主総会までの間に」更生手続開始の申立てを行うことを説明したと記載されており、上記記載部分は、前記第3で認定した客観的な事実経過に整合しないばかりか、明らかに矛盾している。

さらに、Dの令和元年11月18日付け質問調書には、Dが、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人との間で「本件申立ての××××のために、Eが取り組まなければならない業務内容を打合せしました。」などと記載されているが、①Dは、同日の打合せの僅か7日前である同月21日時点において、更生手続開始の申立ての××××に関連して直ちに取り掛かるべき業務はないと認識し、実際、同年6月2日までに取り掛かった業務もなかったこと（前記第3の3(1)、同(3)参照）、②Eは、DがNからの内線電話を受けた同月4日以降に初めて、更生手続開始の申立ての××××のための××××等の具体的な業務に着手したこと（前記第3の3(4)、同(5)参照）などを併せ考えると、Dが、同年5月28日の打合せにおいて、被審人との間で更生手続開始の申立ての××××に関連して取り組むべき業務について打合せを行う必要性があったとは考え難い。そうすると、上記記載部分は、前記第3で認定した客観的な事実経過に整合せず、不自然かつ不合理である。

これに対し、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、Dが、平成30年5月28日の打合せまでに、日本海洋掘削が最短で同年6月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを知っていたことを前提として、Eが××××等の準備

を行うためには一、二週間程度を要することを踏まえれば、Dが、同年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、本件重要事実を知らせた上で、更生手続開始の申立ての××××に関連して取り掛かるべき業務について話しておく必要があったと主張するが、Dの令和元年11月18日付け質問調書には、Dが、平成30年5月28日の打合せの時点において、日本海洋掘削が最短で同年6月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを知っていたことをうかがわせる記載は見当たらず、かえって、日本海洋掘削が同日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることについては、同年5月28日の打合せより後の同年6月1日の東京地方裁判所への1回目の事前相談において、弁護士が東京地方裁判所との調整を行ったことが認められるものの（前記第3の2(3)ウ参照）、日本海洋掘削が更生手続開始の申立ての候補日を同月7日とする具体的な検討を行っていたかどうかについては証拠上明らかでない。また、更生手続開始の申立てに向けたEの実際の準備状況が、申立日を同月14日と想定した上でその9日前の同月5日から××××等の準備に着手するというものであったこと（前記第3の3(5)参照）からすれば、申立日を同月7日と想定した場合、遅くとも同年5月下旬頃までには××××等の準備に着手する必要があるにもかかわらず、Eが同年6月4日までこれらの準備に着手していなかったことは既に述べたとおりであり、これらの事実は、Dが、同年5月28日の打合せの時点において、日本海洋掘削が最短で同年6月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを認識していなかったことを強く推認させる。

なお、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、日本海洋掘削は平成30年6月6日に提出される予定の監査報告書で意見不表明となる可能性が高かったところ、Dが、そのような状況下で××××を××××し、××××ことに照らせば、D

は、日本海洋掘削が最短で監査報告書の提出予定日の翌日である同月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性が高いことを認識していたと主張するが、一般的に、上場会社が意見不表明の監査報告書を受領した場合、その翌日に法的倒産手続を取る可能性が高いとの経験則が存在するとは直ちに認め難いから、日本海洋掘削が同月6日に提出される予定の監査報告書で意見不表明となる可能性が高かったとしても、そのことから直ちに、Dが、同年5月28日の打合せの時点において、日本海洋掘削が最短で同年6月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを認識していたことを推認することはできない。

その他、本件全証拠を精査しても、Dが、平成30年5月28日の打合せの時点において、日本海洋掘削が、定時株主総会までの間に、又は最短で同年6月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを認識していたことを裏付ける的確な証拠はない。

ウ しかも、Uは、トイレ、喫煙等のために一時中座することはあったものの、平成30年5月28日の打合せに始終同席しており、その間に、××××以外の話題は出なかったと陳述する。このようなUの陳述内容は、上記打合せが、当初、同日午後4時30分頃までの予定であったにもかかわらず、それまでに検討を終えられなかった上に、××××から同日中に××××を××××するよう求められていたため、急遽、別の会議室を予約して、同日午後6時頃まで続行されたこと（前記第3の3(2)参照）、××××が、上記打合せの間、ほとんど中断なく××××されていたことなどに符合する点で、不自然又は不合理であるとはいえないにもかかわらず、Dの令和元年11月18日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、開催日時が未定であった定時株主総会までの間に、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明したとの記載部分は、Uの陳述内容にも整合しない。

これに対し、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、Uは平成30年5月28日の打合せをトイレ、喫煙等のために一時中座しており、Dから被審人に対して本件重要事実を伝える機会があったと主張するが、Dが、Uに本件重要事実を秘匿しようとして意識して、あえてUが中座した際に本件重要事実を伝えたとすれば、その旨を明確に記憶しているところ、Dの令和元年11月18日付け質問調書にその旨の記載がないことは上記アで述べたとおりである。しかも、Dが、Uに本件重要事実を秘匿しようとして意識していたとすれば、Dと被審人の二人だけで別途打合せを行うのが通常であり、実際、平成30年6月5日の打合せにおいては、そのような措置がとられていたこと（前記第3の3(5)参照）も併せ考えると、Dが、Uがトイレ、喫煙等からいつ戻ってくるか分からない状況下で、被審人に対して本件重要事実を伝えたと認め難い。

また、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、D、被審人及びUが日本海洋掘削の××××に関する検討状況を十分に踏まえていなければ、××××として適切な文面を作成できないはずであると主張して、Uの陳述の信用性を争うようであるが、同人らが平成30年5月28日の打合せで検討した××××の具体的内容（前記第3の3(2)参照）は、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うことを知っていなければおよそ検討、作成し得ないような内容を含むものではない。Dは、同日の打合せにおいて、被審人及びUに対し、××××との間で××××しているが、××××が××××しなければ××××、そのときは一定の時期までに法的整理の申立てをする可能性があることなどを説明しており（前記第3の3(2)参照）、上記説明は、日本海洋掘削が本件監査法人から適正意見を表明しない可能性を示唆されていることを知っている者であれば当然想起し得る一般論にとどまるが、上記××

××は、このような一般論を踏まえれば十分に検討、作成し得るものというべきであるから、指定職員の主張によっても、Uの供述の信用性を否定することはできない。

エ 他方、Dが、令和元年11月18日付け質問調書の記載内容を確認し、これに誤りがないとして署名押印したこと（前記第3の9(2)参照）は、上記質問調書の信用性を認める方向に働き得る事情の一つであり、指定職員も、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、Dが、自らの記憶に反するにもかかわらず、部下であった被審人の不利益となる供述をするのは不可解であり、仮に調査官から証拠等を示され、これを踏まえて供述したものであるとしても、上記質問調書の記載内容が真実といって相違ないものであったからこそ署名押印したものであると主張する。

しかしながら、令和元年11月18日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、開催日時が未定であった定時株主総会までの間に、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明したとの記載部分が、具体性を欠き、証拠から認定できる客観的な事実経過やUの陳述内容に整合しないことは既に述べたとおりである。また、Dは、本件審判事件の参考人審問において、上記記載部分は自らの記憶に基づいて記載されたものではなく、調査官から曖昧な供述は認められないなどと告げられたこと、複数回にわたる調査に疲弊していたことなどから、調査官から示された証拠等に照らして、合理的に説明できそうな内容を供述して記載されたものにすぎない旨を供述するところ、Dは、令和元年11月18日の質問調査の際、自分以外の関係者がどのような質問調査を受けているか認識しておらず、自分の供述が被審人の不利益となることを明確に認識しながら上記質問調書に署名押印したとまでは認められないから、Dの参考人審問における上記供述がおよそ不合理なものであると

はいえない。なお、Dは、本件審判事件の参考人審問において、指定職員から、かつての側近であった被審人の目の前で、被審人に不利な話をしたくないという気持ちがあるのではないかと問われて「心情的にはないとは言えないんですが、それが被審人にとってプラスになるとも思っていない。」と、かつての部下である被審人を気遣いつつも、現時点では一定の距離をとる旨を述べており、参考人審問において、殊更に被審人に有利になるように供述したともうかがわれない。

そうすると、Dが、令和元年11月18日付け質問調書の記載内容を確認し、これに誤りがないとして署名押印したという事実から、上記質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、開催日時が未定であった定時株主総会までの間に、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明したとの記載部分が信用できるとの結論を導くことも困難である。

オ 以上によれば、Dの令和元年11月18日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、開催日時が未定であった定時株主総会までの間に、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明したとの記載部分は、具体性を欠き、証拠から認定できる客観的な事実経過やUの陳述内容に整合しないから、直ちに信用することはできない。

カ また、Dの令和元年11月18日付け質問調書には、平成30年5月下旬頃、被審人に対し、日本海洋掘削が法的整理手続をとらざるを得ない可能性があるなどと説明したとの記載部分が存在するが（前記第3の9(2)参照）、上記記載部分も僅か7行しかなく、その内容も、Dから被審人に対する説明の日時、方法、態様等の特定を欠き、極めて抽象的なものにとどまっている。また、上記アないしオで説示したところに加え、被審人が、××××までに××××を完成させなければならず、その業務に専念して

いたため、同月28日以降の××××の検討にほとんど関与しなかったこと（前記第3の3(2)参照）をも併せ考えると、上記記載部分についても、具体性を欠き、証拠から認定できる客観的な事実経過に整合しないから、直ちに信用することはできない。

(3) 被審人の令和元年11月13日付け質問調書における供述の任意性について

被審人は、令和元年11月13日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分は、令和元年11月13日の質問調査において、調査官に訂正を申し入れたにもかかわらず、これに応じてもらえなかった上に、調査官から「心証が悪くなるから内容を変えないほうがよい」などと告げられ、心証がよくなれば課徴金の納付を命じられないと誤解したため、更に訂正を申し入れることなく署名押印したものであると主張して、上記記載部分の任意性を争っている。しかしながら、被審人の主張を前提としても、被審人が、上記質問調査以前から弁護士に相談しており、弁護士から、質問調書には正しい事実を記載してもらうこと、間違った事実の記載された質問調書には署名押印しないことなどの助言を受けていたことに加え、上記質問調査が、数週間にわたるものであったとはいえ、連日のものではなく、被審人に上記質問調書への署名押印を強要する態様で行われたことを認めるに足りる証拠もないことを併せ考えれば、上記記載部分の信用性が否定され得ることは別として、上記記載部分の任意性を否定することまではできない。

(4) 被審人の令和元年11月13日付け質問調書における供述の信用性について

ア 他方、被審人は、令和元年11月13日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋

掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分の信用性についても争っているから、更に進んで、この点について検討する。

被審人の供述の概要は、当初、早ければ平成30年6月7日に更生手続開始の申立てを行うことも検討されていたため、同年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたというものであるが、その内容は、抽象的なものにとどまっており、上記説明の時期さえ十分に特定されているとはいえない。その上、上記説明の時期が同月28日の打合せであるとしても、上記(2)アにおいて述べたところと同じく、Uの同席の下で上記説明を行ったのかどうか、同日の打合せの直接の議題ではないEの業務スケジュールや上記説明をどのような場面ないし文脈で切り出したのか、上記説明の具体的な文言はどのようなものであったのかといった点について、何ら具体的に特定されていないといわざるを得ないし、上記説明の時期が同月下旬頃であるとしても、上記(2)カにおいて述べたとおり、上記説明の日時、方法、態様等の特定を欠くものといわざるを得ない。なお、被審人の令和元年11月13日付け質問調書には、「私の記憶としても、今となっては、どの時点で、どのような言葉で聞いたのかまでははっきり思い出せませんが、私は、当初、Dから、当社の今後について、最低でも、選択肢には、私的整理や、会社更生法・民事再生法による法的整理があり、今、役員がそうならないように努力しているが、うまく行かない場合もある、Eとしては、法的整理という最悪のシナリオも想定して対応を考えなければならないという趣旨の話を聞いてと思いますし、遅くとも平成30年5月下旬頃には、先ほどお話ししたとおり、会社更生手続開始の申立て等に関する情報共有を受けていたと思います。」との記載部分もあるが、これについても、結局、Dから説明を受けたのが「当初」とされていて時期を全く特定できていないほか、説明を受けた場面や前後の話の流れ等の特定を欠く

上、Dから受けたとされる説明内容は、後記(6)に述べる被審人が同年6月5日の打合せにおいて作成した手書きのメモの内容から推認される範囲の情報しか記載されていないところ、後記(6)のとおり、Dが、被審人に対して同日の打合せより前に法的整理の種類まで説明していなかったことが推認されるし、Eが同月2日までに取り掛かった業務もなかったこと（前記第3の3(1)、同(3)参照）とも整合しない。

イ また、Dが、平成30年5月28日の打合せまでに、日本海洋掘削が定時株主総会までの間（特に、最短で同年6月7日）に更生手続開始の申立てを行うことを知っていたという事実を認め難いことは、上記(2)イで述べたとおりであるが、被審人の令和元年11月13日付け質問調書には、平成30年5月28日の打合せにおいて、被審人に対し、日本海洋掘削が「早ければ同年6月7日に会社更生手続開始の申立てを行うこと」を念頭に置いて、更生手続開始の申立てを行うことを説明したなどと記載されており、その記載内容は、既に認定、判断した客観的な事実経過に整合しない。

ウ しかも、Uは、トイレ、喫煙等のために一時中座することはあったものの、平成30年5月28日の打合せに始終同席しており、その間に、××××以外の話題は出なかったことなどを陳述しているところ、その陳述内容に不自然又は不合理な点が認められないことは、上記(2)ウで述べたとおりであるから、被審人の令和元年11月13日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せにおいて、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分は、Uの陳述内容にも整合しない。

エ その反面、被審人が、令和元年11月13日付け質問調書の記載内容を確認し、これに誤りがないとして署名押印したこと（前記第3の9(1)参照）は、上記質問調書の信用性を認める方向に働き得る事情の一つであり、

指定職員も、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、被審人は、弁護士から、間違っただけの事実の記載された質問調書には署名押印しないなどの助言を受けていたものであるから、調査官の「心証が悪くなるから内容を変えないほうがよい」との発言を受けて、心証がよくなれば課徴金の納付を命じられないと誤解した、あるいは、調査官が被審人からの訂正の申立てに応じなかったという理由で上記質問調書の訂正を断念するとは考え難く、上記質問調書の記載内容は、被審人の供述をそのまま録取したものであるし、そもそも、調査官の上記発言があったかどうかさえ疑わしいと主張する。

他方、被審人は、令和元年11月13日の質問調査において、調査官に訂正を申し入れたにもかかわらず、これに応じてもらえなかった上に、調査官の「心証が悪くなるから内容を変えないほうがよい」との発言を受けて、心証がよくなれば課徴金の納付を命じられないと誤解したため、更に訂正を申し入れることなく署名押印したものであると主張し、本件審判事件の被審人審問において、これに沿う供述をする。

確かに、被審人の主張を前提としても、被審人は、調査官の「心証が悪くなるから内容を変えないほうがよい」との発言を受けて、再度相談した弁護士から「本当のことを書いてもらうように」と助言されたにもかかわらず、質問調書に署名押印したものであるから、上記質問調書の内容に大筋では納得して署名押印したのではないかとも考えられるところである。しかし、既に認定、判断したとおり、上記質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分については、具体性を欠き、客観的な事実経過やUの陳述内容に整合しないものであるから、上記質問調書に署名押印したという事実があるとしても、これを信用することは困難であるし、被審人が、少なくとも審判手続以降、一貫し

て上記質問調書の記載内容を否定していることも考慮すれば、弁護士の助言を受けてもなお、調査官の意向に従えば上層部が課徴金を課さない方向に進めてくれると期待した上、調査を早期に終了させるために、質問調書に署名押印したことも十分にあり得るのであって、被審人審問における上記供述がおよそ不合理なものであるとまではいい難い。

そうすると、被審人が、令和元年11月13日付け質問調書の記載内容を確認し、これに誤りがないとして署名押印したという事実から、上記質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分が信用できるとの結論を導くことは困難である。

オ 以上によれば、被審人の令和元年11月13日付け質問調書のうち、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明されたとの記載部分は、具体性を欠き、証拠から認定できる客観的な事実経過やUの陳述内容に整合しないから、直ちに信用することはできない。

(5) 小括

上記(2)、(4)のとおり、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dが、被審人に対し、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明した旨のD及び被審人の質問調査段階における供述は、その内容自体、信用性に疑問のあるものといわざるを得ず、D及び被審人の供述を根拠として、被審人が同月28日の打合せにおいて本件重要事実を知ったものと認めることは困難である。

また、指定職員は、被審人が、遅くとも平成30年6月2日までに本件重要事実を知っていたとも主張する。しかし、D及び被審人は、同年5月下旬頃から同年6月2日までの間に、Dが、被審人に対し、上記説明をしたことについての具体的な経緯に関する供述をしていないから、D及び被審人の供

述を根拠として、被審人が遅くとも同日までに本件重要事実を知ったものと認めることも困難である。

そこで、以下、被審人が平成30年5月28日の打合せにおいて、又は遅くとも同年6月2日までに本件重要事実を知ったことを裏付ける他の客観的証拠についても検討する。

(6) 被審人が平成30年6月5日の打合せにおいて作成した手書きのメモの意味等について

前記第3の3(5)によれば、Dは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××対応等について検討するため、平成30年6月5日、Eの執務室とは別の個室において、被審人との打合せを行い、被審人に対し、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があるなどと説明した上で、今後、その申立日を定時株主総会前の取締役会の予定日である同月14日と想定して××××対応等の準備を進めることなどを伝えており、その際、被審人が作成した手書きのメモには、Dによる説明の内容として、①「2018. 6. 7」との記載の下に矢印を引いて「14 議案」、3行上(枠外)に「6/14木15-19 ××××」と記載されているほか、②「法的整理 かつ 株主総会ひらかない」、③「会社更生法」との記載の下に「(a) 管理型→役員→外す」、「(b) DIP型 裁判所+役員」、④「民事更生法」などと記載されていることが認められる。このメモの内容は、法的整理には再生手続と更生手続があること、更生手続には管理型とDIP型があることといった法的整理に関する極めて基本的な情報、知識を書き留めたものである上に、民事再生法を「民事更生法」と誤って記載していることなどに照らせば、その内容自体、被審人が、同月5日の打合せまでに、法的整理に関する情報、知識を十分有していなかったことを推認させるものである。そうすると、被審人が、同年5月28日の打合せにおいて、Dから、××××が××××しなければ××

××、そのときは一定の時期までに法的整理の申立てをする可能性があるなどという一般的、抽象的な説明を受けていたこと（前記第3の3(2)参照）を踏まえても、被審人が、同年6月5日の打合せまでに、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うという具体的な説明を受けていたとは認め難い。したがって、上記記載を根拠として、被審人が、同日の打合せ以前の同月2日までに、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うという説明を受け、本件重要事実を知ったと認めることはできない。

これに対し、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、「2018.6.7」との記載の下に矢印を引いて「14 議案」との記載があることについて、被審人が、平成30年6月5日の打合せより前に、Dから、日本海洋掘削が最短で同月7日に更生手続開始の申立てを行う可能性があることを説明されていたため、同月5日の打合せにおいて、申立予定日の同月7日から同月14日への変更について情報共有がなされたというべきであると主張するが、そもそも日本海洋掘削が更生手続開始の申立ての候補日を同月7日とする具体的な検討を行っていたかどうかについては証拠上明らかでなく、Dは、同月4日午後5時頃のNからの内線電話において、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があることを初めて聞いたものであるから（上記(2)イ参照）、同月5日時点において同月7日が更生手続開始の申立ての候補日であったと認識していたかについても疑問がある。しかも、D及び被審人が上記記載の意味について覚えていない旨を供述し、Dが、同日が更生手続開始の申立ての候補日であったとの記憶がない旨を供述していることも考慮すると、上記記載については、同日に××××、同月14日に××××という今後の流れだけを説明したもので、更生手続開始の申立日の変更に直接触れたものではないと解することも不可能ではなく、上記記載の文言自体から指定職員の主張するような意味を読み取ることは困難であるといわ

ざるを得ない。

また、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、被審人が、平成30年6月5日の打合せにおいて、初めて本件重要事実を知った上で、××××対応等の準備について打ち合わせ、その数時間後に外部企業であるV社との打合せに臨むというのは唐突であり、Dの通常の業務の進め方にも合致しないから、××××対応等の準備にかかる期間を考慮すれば、Dが、遅くとも、同月5日の打合せの1週間前である同年5月下旬頃までに、被審人に対し、日本海洋掘削が同年6月7日までに更生手続開始の申立てを行う可能性があることを説明したことが推認されると主張する。しかしながら、Eが××××等の準備を行うためには、通常、一、二週間程度を要するところ、同月5日の打合せの9日後である同月14日に更生手続開始の申立てを行うということであれば、一応、必要な準備期間は確保されているものといえるし、そもそも、同月5日の打合せ以降、更生手続開始の申立てに関連するEの業務は、××××等の事務手続をFが行った以外（前記第3の3(8)参照）、ほとんどがDにより行われており、被審人が同日のV社との打合せ以外でこれに関与し始めたのは同月13日以降であったし、V社との打合せ前にスケジュール表の準備以外の特段の準備が必要であったと認めるに足る証拠もないから、被審人に対する説明が更生手続開始の申立予定日に比較的近接する同月5日に行われたとしても業務上の支障はなく、そのことが不自然又は不合理であるとまではいい難い

（なお、この点に関連して、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、Dが、被審人に対し、Fよりも先に情報を共有するよう努めていたこと（前記第3の1(2)参照）、Dと被審人は、「この件は重い案件だから、経験の浅いFに知らせるのは少し後しよう」と会話したことなどを挙げて、Fが遅くとも平成30年6月5日午後4時4分頃のメールを受信するまでに本件重要事実を知ったこと（前記第3

の3(6)参照)に照らせば、被審人がそれ以前の同年5月28日の打合せまでに本件重要事実を知ったとみることが自然かつ合理的であると主張するが、前記第3の3(5)及び同(6)によれば、Dは、同年6月5日、少なくとも、Fより先に、被審人に本件重要事実を説明したことが認められ、このような情報共有の在り方は、指定職員の指摘するDの通常の業務の進め方に一応合致するものである。また、同日の打合せ以降、更生手続開始の申立てに関連するEの業務は、ほとんどがDにより行われており、被審人がこれに関与していなかったことは上記のとおりであるし、Dと被審人が、経験の浅いFには本件重要事実を遅れて伝える旨の会話をしていたとしても、Dが、同日における被審人に対する説明とFに対する説明の程度に多少差をつける対応をして済ませたことも考えられるから、被審人に対する説明が、Fが上記メールを受信した日と同日に行われたとしても、そのことが不自然又は不合理であるとまではいえない。)

したがって、指定職員の主張を踏まえても、被審人が平成30年6月5日の打合せにおいて作成した手書きのメモから、被審人が、同月2日までに、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うという説明を受け、本件重要事実を知ったと推認することはできない。

(7) 被審人とBとの間のメッセージの意味について

ア 平成30年6月2日のメッセージについて

前記第3の4(5)によれば、被審人は、平成30年6月2日午前零時20分頃、Bに対し、「株式売買申請しました？」とのメッセージを送信し、同日午前7時46分頃、Bに対し、「月曜日にでも申請することを勧めます。1日数万円ずつ価値が下がると思ってください。なお16日過ぎると、しばらく売れなくなり、大幅に下がると思われます。」とのメッセージを送信したものであるところ、指定職員は、これらのメッセージが送信されたこと自体から、被審人が、同月2日までに、本件重要事実を知っていた

ことが推認されると主張する。

しかしながら、被審人とBとの間のメッセージ自体は、比較的短文のやり取りであって、一つのメッセージの文言自体からそのやり取りの意味が明確になるものとは限らないから、その前後のやり取りや日常の情報交換の内容等を踏まえ、その意味を判断する必要がある。

そして、前記第3の4(1)及び同(2)によれば、被審人は、①平成30年5月18日、Bから、「会社が債務超過になりましたけど、どうなるんですかね。私、持株会に入っているんですけど。」などと、Bが従業員持株会で保有している本件株式の株価動向等について不安を抱いていることを相談されたため、Bに対し、「まだ持っているの。早く売ったほうがいいよ。」などと言い、Bが従業員持株会で保有している本件株式の売却を勧めたこと、②同日午後10時29分頃、Bに対し、「ところで…………… 株式は全部売ることをお勧めします。」とのメッセージを送信し、Bが従業員持株会で保有している本件株式の売却を重ねて勧めたことが認められるところ、これらはLにおいて更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をした同月21日の3日前のやり取りであることから、被審人は、本件重要事実を知り得ない時期から、Bに対して本件株式の売却を勧めていたということが出来る。そして、被審人が、同月23日、Bに対し、従業員持株会の退会手続を教示し（前記第3の4(3)参照）、同月25日、日本海洋掘削の××××に××××を抱いたため本件株式の売却を勧めた旨のメッセージを送信するなどして（前記第3の4(4)参照）、Bが本件株式を売却したかどうかについて関心を示し続けていたことや、日本海洋掘削のインサイダー取引防止規程第16条の規定する自社株式等の売買禁止期間が同年6月16日から開始することなどに鑑みれば、同月2日のメッセージのやり取りは、この売買禁止期間の開始前に、Bから相談を受けていた本件株式の売却の帰すうを確認する意味でな

されたものとみることできる。そうすると、事前に本件重要事実を知っていたことを示す文言を含んでおらず、その前後に本件重要事実を知っていたことを前提とするやり取りも存在しない同日のメッセージが、本件重要事実を知った上で送信されたものであるというには疑問が残る。

これに対し、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、日本海洋掘削が債務超過に陥る見込みである旨を公表した平成30年4月26日以降、本件株式の株価は、全体として緩やかに下落しており、被審人がBに本件株式の売却を勧めた同年6月2日に売り急ぐ事情はなかったにもかかわらず、被審人が、同日午前7時46分頃のメッセージにおいて、「月曜日にでも申請することを勧めます。1日数万円ずつ価値が下がると思ってください。なお16日過ぎると、しばらく売れなくなり、大幅に下がると思われます。」などと、従前のメッセージより強い売り意欲を喚起させる態様で本件株式の売却を勧めたことは、本件株式の相場観に照らして不自然であり、本件株式の株価が下落することについての確度の高い情報、すなわち本件重要事実を知っていたことから、本件株式の売却を勧めたとみるほうが自然であると主張する。しかしながら、指定職員の主張するとおり、同月2日の前後に売り急ぐべき株価の下落要因がなかったとしても、今後も株価の下落が続く見込みであれば、1日でも早く本件株式を売却したほうがBには有益であるし、同日時点で、売買禁止期間の開始までに2週間しか残っていなかったため、Bによる本件株式の売却には事前に申請書を提出して承認を得るなど手続に多少の日数を要することを考慮して、Bに対して売買禁止期間の開始までに本件株式の売却を終えられるように急かすことは不自然ではない。しかも、指定職員の主張するとおり、被審人が、同年5月28日（月曜日）の打合せにおいて本件重要事実を知ったということであれば、Bに対し、直ちに本件株式の売却を勧めることが通常であると思われるが、実際には、

このメッセージは、上記打合せから5日後の同年6月2日（土曜日）の早朝に送信されていることも併せ考えれば、このメッセージが、本件重要事実を知った上で送信されたものであると断定するには依然として疑問が残り、上記のとおり、被審人が、Bとの間で本件株式の売却に関するメッセージのやり取りを断続的に続けていたことにも照らせば、同日にメッセージを送信したのはたまたま思い出したからだと思う旨の被審人の供述が直ちに不自然又は不合理であるとはいえない。

イ 平成30年6月22日のメッセージについて

また、前記第3の7によれば、被審人が、本件公表直後の平成30年6月22日午後5時10分頃、Bに対し、「大変なことになってしまいました。（絵文字省略）」とのメッセージを送信したこと、これを受けて、Bが、同日午後8時5分頃、被審人に対し、「Aさんは、この1週間大変だったでしょうね…」、「きっともう前から手続きしていたのでは（絵文字省略）だから株の助言してくれたのですね（絵文字省略）」とのメッセージを送信すると、被審人が、その直後に、「月曜日から大変でした。今日の情報は話せなかったもので、せめて、でした。他の人がどうなったかはわかりません。」とのメッセージを返信したことが認められるところ、指定職員は、これらのメッセージが送信されたこと自体から、被審人が、同月2日までに、本件重要事実を知っていたことが推認されると主張する。

しかしながら、このメッセージ自体、平成30年6月2日までに本件重要事実を知っていたことを示す文言を含んでおらず、また、このメッセージの前後に、同日までに本件重要事実を知っていたことを前提とするやり取りも存在しないから、このメッセージを根拠として、同日のメッセージが本件重要事実を知った上で送信されたものであるというには疑問が残る。

なお、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、このメッセージ中の「今日の情報は話せなかつ

たので、せめて、でした。」との文言について、Bが、その直前に「だから株の助言してくれたのですね」とのメッセージを送信していることと併せて読めば、「今日の情報」とは本件重要事実を、「せめて」とは本件株式を売却するよう勧めたことを意味するから、このメッセージは、本件重要事実を知って本件株式の売買をすることはインサイダー取引規制に抵触するため、本件重要事実そのものを話すことはできなかったが、これを知らずに本件株式を保有し続けると損失が拡大するので、せめて、本件株式の売却を勧めたという被審人の真意を吐露するものと理解すべきであると主張するようであるが、仮に「今日の情報」や「せめて」が指定職員の主張するような意味であるとしても、（平成30年6月2日より後に知った）「本件重要事実」は話せなかったので、せめて（同日の段階で知っていた日本海洋掘削が××××から××××してもらえなければ××××、そのときは一定の時期までに法的整理の申立てをするという一般的、抽象的な可能性を踏まえて）「本件株式を売却するよう勧めること」ができてよかったという趣旨と解することも不可能ではなく、Bのメッセージと併せて読んだとしても、「せめて」という極めて短い文言自体からそのやり取りの意味が直ちに明確になるものではない。そして、これまでに検討したとおり、被審人が、同日までに、本件重要事実を知っていたことを裏付ける的確な証拠も見当たらないのであるから、このメッセージを根拠として、同日のメッセージが本件重要事実を知った上で送信されたものであるというには依然として疑問が残る。

ウ 平成30年6月13日のメッセージについて

さらに、前記第3の5(3)によれば、被審人は、Bからの平成30年6月13日午後10時10分頃の「しかし意外なことに、今売の方が損をする、わざと時期をずらしている人もいるみたい…大丈夫なんですか（絵文字省略）」とのメッセージに対し、同日午後10時26分頃、「先

週の開示内容をよく読めば、わかるのですが…（絵文字省略） 来月のイベントで、すべて説明します。（絵文字省略）」とのメッセージを返信したことが認められるところ、指定職員は、審判手続終結後に提出した令和2年12月23日付け最終準備書面において、このメッセージが、日本海洋掘削が平成30年6月7日に公表した「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」の内容では明らかにされていない売り材料、すなわち、法的整理に移行する可能性が現実のものとなったことを知っていたことをほのめかすものであると主張する。

しかしながら、このメッセージ自体、平成30年6月2日までに本件重要事実を知っていたことを示す文言を含んでおらず、また、このメッセージの前後に、同日までに本件重要事実を知っていたことを前提とするやり取りも存在しないことは、上記ア、イで述べたところと同様である。しかも、日本海洋掘削が同月7日に公表した「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」は、本件GC注記に「取引金融機関の一つは、当社に対して銀行取引約定書に基づき、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとして同金融機関が適当と認める担保の提供を請求してきており、当社と同金融機関は本請求の妥当性について協議を継続しておりますが合意に至っていないため、同金融機関より期限の利益を喪失させるための請求の通知を受ける可能性があります。その場合、同金融機関以外の金融機関及びMAPLE社からも、社債、借入金、リース契約につき期限の利益喪失の請求を受ける可能性があります、当社の資金繰りが困難になる可能性があります。」などと追記したほか、日本海洋掘削の資金繰りがより一層困難となったことを示す修正を加えたものであったから（前記第3の2(3)キ参照）、このメッセージは、その文言どおり、「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」をよく読めば、日本海洋掘削の状況がかなり厳しいことが読み取れる

ため、現時点で本件株式を売却するほうがよいことが分かるという意味をいうものであると理解するのが自然である。そして、これまでに検討したとおり、被審人が、同年6月2日までに、本件重要事実を知っていたことを裏付ける的確な証拠も見当たらないのであるから、このメッセージを根拠として、同日のメッセージが本件重要事実を知った上で送信されたものであるということとはできない。

エ なお、被審人の令和元年11月13日付け質問調書には、Bに送った平成30年6月2日、同月13日及び同月22日などのメッセージが本件重要事実を知った上でのものであった旨の比較的詳細な供述が記載されているが、調査官において、被審人が遅くとも同月2日までに本件重要事実を知ったことと整合する方向で推測できる範囲内では、各メッセージの内容等が記載されておらず、いわゆる秘密の暴露に相当するような事情も記載されていない。したがって、被審人の令和元年11月13日付け質問調書の上記記載部分についても、被審人が自らの記憶に基づいて供述したものである可能性を否定することができず、直ちに信用することはできない。

オ そうすると、被審人とBとの間で平成30年6月2日、同月13日及び同月22日にメッセージのやり取りがされていることをもって、被審人が、同月2日までに本件重要事実を知ったことを推認することはできない。その他、本件全証拠を精査しても、被審人が、同日までに本件重要事実を知ったことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(8) 結論

以上のとおり、平成30年5月28日の打合せ、あるいは同月下旬頃において、Dが、被審人に対し、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行うなどと説明した旨のD及び被審人の質問調査段階における供述は、具体性を欠き、証拠から認定できる客観的な事実経過やUの陳述内容に整合しないから、

直ちに信用することができない上、被審人が同年6月5日の打合せにおいて作成した手書きのメモ、被審人とBとの間のメッセージ等の客観的証拠からも、被審人が同月2日までに本件重要事実を知ったと推認することができないことに照らせば、被審人が、同年5月28日に、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の本件重要事実を知ったとは認められない（なお、前記第4の2のとおり、重要事実を「知った」（法第167条の2第1項）というためには、上場会社等の業務執行を決定する機関が重要事実についての決定をしたとの事実の重要部分に係る事実の認識があれば足りると解されるどころ、被審人は、同日の打合せにおいて、Dから、××××が××××しなければ××××、そのときは一定の時期までに法的整理の申立てをする可能性があることなどを説明されているが（前記第3の3(2)参照）、上記説明は、Dから被審人に対して、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」をしたこと（具体的には、Lが更生手続開始の申立てに向けた準備を日本海洋掘削の業務として行う旨の決定をしたこと）を知らせたものとはいえ、また、××××が××××すると決まったわけではない段階で、××××となった場合との仮定を付した上で、そのような場合に生じ得る可能性の一つを述べたものにすぎない。しかも、日本海洋掘削が××××かどうかが不確実であることは同月9日付けの本件決算短信で既に公表されていたことにも照らせば（前記第3の2(1)ウ参照）、一般的な投資者が上記説明の内容を知ったからといって、その投資判断に著しい影響を与えるものとはいい難いから、被審人が上記説明を受けたことをもって、重要部分に係る事実の認識があるともいえない。）。

また、上記各事情に加え、D及び被審人は、平成30年5月28日の打合せとは別途に、同月下旬頃から同年6月2日までの間に、Dが、被審人に対し、上記説明をしたことについての具体的な供述をしていないこと、Eが、

同月 4 日までに、更生手続開始の申立てに関連して取り掛かった業務はなかったことも併せ考慮すると、被審人が、遅くとも同月 2 日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の本件重要事実を知ったとも認められない。

なお、被審人及び指定職員は、審判手続終結後に複数の証拠の申出をしたが、それらの内容を検討しても、以上の認定、判断は左右されないので、審判手続の再開はしない。

第 5 結語

よって、被審人に対する本件審判事件について、法第 178 条第 1 項第 17 号に掲げる事実を認めることはできないから、法第 185 条の 7 第 18 項の規定により、主文のとおり決定する。